第二十三条　正文

この議定書は、英語、スペイン語及びフランス語をひとしく正文とする。これらの本文の間に相違がある場合には、英語の本文による。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千二十三年七月十六日にオークランド及びバンダルスリブガワンで、英語、スペイン語及びフランス語により原本一通を作成した。

附属書Ａ　英国に対する締約国別の関税に係る約束

英国についての日本国の関税率表の調整

第Ａ節　ＣＰＴＰＰの下での英国についての日本国の関税率表の調整

次の追加的な規定は、ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ附属書二―Ｄ（関税に係る約束）の日本国の関税率表付録Ｂ―１（農産品セーフガード措置）（以下「付録Ｂ―１」という。）第Ａ節（付録Ｂ―１についての注釈）２、第Ｂ節（牛肉についての農産品セーフガード措置）１、第Ｃ節（豚肉についての農産品セーフガード措置）１、第Ｄ節（加工された豚肉についての農産品セーフガード措置）１、第Ｅ節（ホエイのたんぱく質濃縮物についての農産品セーフガード措置）１、第Ｆ節（ホエイ粉についての農産品セーフガード措置）１及び第Ｇ節（オレンジ（生鮮のものに限る。）についての農産品セーフガード措置）１の規定にかかわらず、英国からの原産農産品に対して農産品セーフガード措置をとるための条件及び規定について適用する（注）。

注　この節のいかなる規定も、他の締約国からの原産農産品に対して農産品セーフガード措置をとるための条件及び規定に影響を及ぼすものではなく、当該条件及び規定については、追加的な規定なく付録Ｂ―１の規定が引き続き適用される。

(a)　日本国は、付録Ｂ―１に定める規定を準用し、ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ附属書二―Ｄの日本国の関税率表の「備考」欄に「SG1*」、「SG1**」、「SG2」、「SG4*」、「SG4**」又は「SG5」を掲げる品目に該当する原産農産品（「SG2」を掲げる品目に該当する原産農産品については、付録Ｂ―１第Ｃ節１に定める基準価格（以下「ＣＰＴＰＰに基づく基準価格」という。）よりも低い価格で輸入されるものに限る。）（以下それぞれ「ＳＧ１＊品」、「ＳＧ１＊＊品」、「基準価格よりも低い価格のＳＧ２品」、「ＳＧ４＊品」、「ＳＧ４＊＊品」及び「ＳＧ５品」という。）であって英国からのものに対しては、他の全ての締約国及び英国からのＣＰＴＰＰに基づくこれらの原産農産品並びに英国からの二千二十年十月二十三日に東京で作成された包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（以下「日英包括的経済連携協定」という。）第三・二条（原産品の要件）１に定義する原産品（以下「日英包括的経済連携協定原産品」という。）であってＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ附属書二―Ｄの日本国の関税率表の「備考」欄に「SG1*」、「SG1**」、「SG2」、「SG4*」、「SG4**」又は「SG5」を掲げる品目に分類されるもの（ＳＧ１＊品、ＳＧ１＊＊品、基準価格よりも低い価格のＳＧ２品、ＳＧ４＊品、ＳＧ４＊＊品又はＳＧ５品に相当するものに限る。）の次の期間における輸入数量の合計（注）が付録Ｂ―１第Ｂ節１、第Ｃ節１(c)(ii)若しくは(d)(ii)、第Ｅ節１、第Ｆ節１又は第Ｇ節１にそれぞれ定める発動水準を超える場合にも、農産品セーフガード措置をとることができる。

注　ＳＧ１＊品及びＳＧ１＊＊品については、「輸入数量の合計」を算定するに当たり、付録Ｂ―１第Ｂ節10(a)の規定を適用する。

(i)　ＳＧ１＊品、ＳＧ１＊＊品、基準価格よりも低い価格のＳＧ２品、ＳＧ４＊品及びＳＧ４＊品については、各年

(ii)　ＳＧ５品については、各会計年度の十二月一日から三月三十一日までの期間

(b)　日本国は、付録Ｂ―１第Ａ節及び第Ｂ節（第Ｂ節については、関連規定（特に５の規定を含む。）に限る。）に定める規定を準用し、十一年目から十五年目までの各年について、他の全ての締約国及び英国からのＳＧ１＊品又はＳＧ１＊＊品並びに英国からの日英包括的経済連携協定原産品であってＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ附属書二―Ｄの日本国の関税率表の「備考」欄に「SG1*」又は「SG1**」を掲げる品目に分類されるもの（ＳＧ１＊品又はＳＧ１＊＊品に相当するものに限る。）の四半期における輸入数量の合計（注）が付録Ｂ―１第Ｂ節５(b)に定める四半期のセーフガードの発動数量を超える場合にも、英国からのＳＧ１＊品又はＳＧ１＊＊品に対する関税率を引き上げることができる。

注　「輸入数量の合計」を算定するに当たり、付録Ｂ―１第Ｂ節10(a)の規定を適用する。

(c)　英国からの原産農産品に対して付録Ｂ―１第Ｃ節１(c)(i)及び(d)(i)並びに第Ｄ節１(b)及び(c)に規定する農産品セーフガード措置をとるための条件に関し、

(i)　英国からのＣＰＴＰＰに基づく原産農産品の輸入数量の合計が付録Ｂ―１第Ｃ節１(c)(i)若しくは(d)(i)又は第Ｄ節１(b)若しくは(c)の規定に従って適用される発動水準を超えるかどうかを決定するに当たっては、英国からの日英包括的経済連携協定原産品であってＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ附属書二―Ｄの日本国の関税率表の「備考」欄に「SG2」又は「SG3」を掲げる品目に分類されるもの（「SG2」を掲げる品目に分類される日英包括的経済連携協定原産品については、日英包括的経済連携協定附属書二―Ａ（関税の撤廃及び削減）第三編（日本国による関税の撤廃及び削減）第Ｃ節（農産品セーフガード措置）第三款（豚肉についての農産品セーフガード措置）１(b)(i)の注に定める基準価格（以下「日英包括的経済連携協定に基づく基準価格」という。）に等しい価格又はこれを超える価格で輸入されるものに限る。）の輸入数量の合計を、ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ附属書二―Ｄの日本国の関税率表の「備考」欄に「SG2」又は「SG3」を掲げる品目に該当する原産農産品（「SG2」を掲げる品目に該当する原産農産品については、ＣＰＴＰＰに基づく基準価格に等しい価格又はこれを超える価格で輸入されるものに限る。）（以下それぞれ「基準価格以上の価格のＳＧ２品」及び「ＳＧ３品」という。）であって英国からのものの輸入数量の合計に算入する。

(ii)　付録Ｂ―１第Ｃ節１(c)(i)及び(d)(i)並びに第Ｄ節１(b)及び(c)の規定に従って英国からの原産農産品に適用される発動水準を決定するに当たっては、英国からの日英包括的経済連携協定原産品であってＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ附属書二―Ｄの日本国の関税率表の「備考」欄に「SG2」又は「SG3」を掲げる品目に分類されるもの（「SG2」を掲げる品目に分類される日英包括的経済連携協定原産品については、日英包括的経済連携協定に基づく基準価格に等しい価格又はこれを超える価格で輸入されるものに限る。）の輸入数量の合計を、付録Ｂ―１のこれらの規定に規定する一の会計年度における輸入数量の合計に算入する。